

## 情 報

### 〈仏領ポリネシアに輸出する日本産酒類の規制の解除について〉

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生に伴う仏領ポリネシアの日本産酒類の輸入規制について、今般、以下のとおり改正されましたので、お知らせします。

なお、本措置は、平成 28 年 6 月 30 日（木）以降から適用されます。

#### ○ 規制変更の概要

仏領ポリネシアにおいては、同地域の条例により輸出する際には全ての酒類に対し、

- ① 12 都県産（※）については放射性物質検査証明書
- ② その他の道府県産については産地証明書
- ③ 震災より前に製造したものについては製造日の証明書

の添付が求められていたところですが、当該輸入規制の改正により、平成 28 年 6 月 30 日（木）以降、酒類に対する全ての証明書の添付が不要となりました。

（注）

福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、長野県、山梨県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県及び静岡県

#### 【問い合わせ先】

国税庁課税部酒税課 TEL : 03-3581-4161（内線 3871）